

<8> 介護・福祉

介護サービス・介護保険

介護サービス

介護保険課 ☎ 23-6682 FAX 23-6520

施設サービス		対象者	
		要介護 1～5	要介護 1・2
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※1	在宅介護が困難な要介護者への入浴・排せつ・ 食事などの介護、その他日常生活上の世話や機 能訓練・健康管理・療養上の世話	○	
介護老人保健施設	病状が安定、在宅復帰のためのリハビリが必要 な要介護者への介護、機能訓練、その他必要な 医療、日常生活上の世話	○	
介護医療院	病状が安定期にあり、長期療養が必要な要介護 者への療養上の管理・看護・介護・その他の世 話、機能訓練、その他必要な医療	○	
在宅サービス			
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーや介護福祉士などによる食事・ 入浴などの身の回りの世話	○	
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などによる入浴の介助	○	○
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師などによる療養上の世話や診療補助	○	○
訪問リハビリテーション・介護予防訪 問リハビリテーション	理学療法士などが心身の機能維持・回復のため に行うリハビリテーション	○	○
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養 管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などによる療養上の管 理・指導	○	○
通所介護 (デイサービス) ※2	定員 19 人以上の日帰りの介護事業所での食事、 入浴の提供など、日常生活上の世話・機能訓練	○	
通所リハビリテーション・介護予防通 所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設などでの心身の機能維持・回 復に必要なリハビリテーション	○	○
短期入所生活介護・介護予防短期入所 生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などへの短期間入所による日 常生活上の世話など	○	○
短期入所療養介護・介護予防短期入所 療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設、病院などへの短期間入所に よる日常生活上の世話など	○	○
特定施設入居者生活介護・介護予防特	有料老人ホームや軽費老人ホーム (ケアハウス)	○	○

定施設入居者生活介護	などの入居者への入浴・排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話		
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや特殊寝台（ベッド）などの貸与（軽度のかたは介護保険による利用ができない場合があります）	○	○
居宅介護福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費	貸与になじまない入浴や排せつなど、日常生活に必要な福祉用具の購入費の支給	○	○
住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修費の支給	○	○
予防専門型訪問サービス	身体介護		○
生活支援型訪問サービス	日常の掃除、調理、洗い物・買い物支援など		○
困りごと支援型訪問サービス	電球の交換・家具の移動、草取りなど生活の困りごと支援		○
予防専門型通所サービス（デイサービス）※2	昨日訓練、レクリエーション、入浴		○
短期集中型通所サービス	通所と訪問を組み合わせたりハビリテーションを中心としたプログラムによる支援		○
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応	○	
地域密着型通所介護	定員18人以下の日帰りの介護事業所での食事、入浴の提供など、日常生活上の世話・機能訓練	○	
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型デイサービスセンターに通う認知症の要介護者等への必要な日常生活上の世話、機能訓練	○	○
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練	○	○
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	共同生活を営む住居での認知症の要介護者に対する入浴・排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練（要支援1のかたは利用できません）	○	要支援 2
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下の有料老人ホームなどに入居しているかたへの排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話	○	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※1	29人以下の介護老人福祉施設に入所しているかたへの排せつ・食事などの介護・その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話	○	

- ※1 原則、要介護3～5のかたのみ。要介護1・2のかたは特例入所要件あり。
- ※2 要支援2のかたと要支援1または事業対象者で利用が必要と判断されたかた。

介護保険の加入者

介護保険課 ☎ 23-6647 FAX 23-6520

第1号被保険者（65歳以上のかた）

【保険給付】寝たきりや認知症など、日常生活で介護が必要なかたが受けることができます。

【保険料】所得に応じて算定。年金から差引いたり、納付書で納めたりします。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入しているかた）

【保険給付】初老期認知症や脳血管疾患など、指定の16種類の特定疾病により介護が必要となったかたが受けることができます。

【保険料】加入している医療保険によって異なります。詳しくは加入している医療保険にお問合せください。

保険給付（介護サービス）を受けるには

介護保険課 ☎ 23-6683 FAX 23-6520

【手順1】本人または家族が市役所または支所（各支所での受付は、新規申請及び要支援1・2の更新申請を除く）へ要介護・要支援認定の申請書を提出します（新規のかたは担当地域の包括支援センターへご相談ください）。

【手順2】申請書受理後、調査員が家庭を訪問し、本人の心身状態や日常生活での自立度を調査します。また、本人の主治医（かかりつけ医）からも意見書を提出いただきます。

【手順3】専門家で構成する「岡崎市介護認定審査会」を開き、調査結果と主治医の意見書をもとに要介護度を判定し、本人に通知します。

.....

障がい者サービス

各種手当・助成

障がい福祉課 ☎ 23-6154 FAX 25-7650

障がい者手帳

障がい者手帳は様々な福祉サービスを受ける際に必要です。

心身障がい者福祉扶助料

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたに支給。所得・年齢制限あり。施設措置入所者は除く。

特別障がい者手当

20歳以上で、日常生活に常時特別な介護が必要な重度障がい者に支給。所得制限あり入院（3ヵ月以上）及び施設入所者は除く。

障がい児福祉手当

20歳未満で、身体障がい者手帳1級または2級の一部、療育手帳A判定の一部（IQ20以下）および同程度の重度障がい児（診断書の添付が必要）に支給。所得制限あり。障がい基礎年金受給者、施設入所者は除く。

在宅重度障がい者手当

身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳IQ35以下、身体障がい者手帳3級と療育手帳IQ50以下の合併障がい者に支給。所得・年齢制限あり。

特別障がい者手当または障がい児福祉手当の受給者、入院（3ヵ月以上）及び施設入所者は除く。

心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が一定の掛け金を支払い、保護者が死亡した場合に障がい者に毎月年金を支給する制度。障がい者（児）が先に死亡した場合は加入期間に応じた一時金を支給。

特別児童扶養手当

心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育しているかたに支給。所得制限あり。障がい年金受給児童、施設入所児童は除く。

障がい者タクシー料金助成

1～3級の身体障がい者手帳、A・B判定の療育手帳、1・2級の精神障害者保険福祉手帳をお持ちのかたに助成券を交付。自動車税・軽自動車税の減免を受けているかたは除く。

障がい福祉サービス

身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちのかた、精神障がいがあると判断されたかた（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の認定、診断書のいずれかが必要になります）、国が定める難病のあるかたは、必要に応じてホームヘルプや施設通所などのサービスを利用できます。

児童通所支援サービス

18歳未満で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかた、療育、訓練の必要性を医療機関等の専門機関にて認められたかた、国が定める難病のあるかたは、必要に応じて施設通所のサービスを利用できます。

医療助成

医療助成室 ☎ 23-6148 FAX 27-1160

心身障がい者医療費助成

身体障がい者手帳の1～3級、腎臓4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳AまたはB判定（IQ50以下のかた）、自閉症状群と診断されているかたの保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

精神障がい者医療費助成

精神障害者保険福祉手帳の1・2・3級の一部（障がい厚生年金3級13号と同程度以上）のかたで自立支援医療（精神通院）の認定を受けているかた（入院中を除く）の保険診療による医療費の一部負担金を助成します。

障がい者相談支援事業所

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように相談に応じ、必要な援助をします。

事業所名	住所等	担当地域（小学校区）
岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	〒444-0044 康生通南3丁目56 ☎ 23-8938 FAX 23-7820	羽根 小豆坂 城南 岡崎 福岡 上地 六ッ美中部 六ッ美西部 六ッ美南部
NPO 法人岡崎自立生活 センターぴあはうす	〒444-0038 伝馬通5丁目47 ☎ 26-5080 FAX 26-5080	梅園 根石 愛宕 広幡 連尺 六名 三島 竜美丘
生活支援センター山中	〒444-3511 伝馬通5丁目47 ☎ 48-1955 FAX48-2023	男川 美合 緑丘 生平 秦梨 竜谷 藤川 山中 本宿 豊富 夏山 宮崎 形埜 下山
岡崎市福祉事業団 福祉の村相談支援事業所	〒444-0011 欠町字清水田6-2 （岡崎市福祉の村 友愛の家内） ☎ 83-5601 FAX 47-8989	井田 常盤南 常盤東 常盤 恵田 岩 津 大樹寺 大門 奥殿 細川 矢作東 矢作北 北野 矢作西 矢作南

.....

高齢者への支援・サービス

各種支援サービス

介護予防・認知症予防教室

長寿課 ☎ 23-6837 FAX 23-6520

【対象】 65 歳以上

【内容】 市内各所において運動、栄養改善、^{こうくう}口腔機能向上などの介護予防や認知症予防のための講座を開催しています。

いきいきクラブ・ふれあい健康クラブ

長寿課 ☎ 23-6837 FAX 23-6520

【内容】 地域の活動として、学区市民ホームなどで体操や認知症予防のレクリエーションを実施しています。

岡崎ごまんぞく体操

長寿課 ☎ 23-6837 FAX 23-6520

【対象】 おおむね 65 歳以上

【内容】 週 1 回以上行う、おもりを使った 6 種類の筋力体操です。体操を始めたいグループの立ち上げ支援も行っています。

住宅改修費の一部助成

介護保険課 ☎ 23-6682 FAX 23-6520

【対象】 介護保険給付対象者など

【内容】 一受給世帯 20 万円まで助成。助成は 1 回限り。対象外の工事もあります。着工前に申請が必要です。

敬老祝金品の贈呈

長寿課 ☎ 23-6149 FAX 23-6520

【内容】 9 月 1 日現在の市内在住者で、当該年中に 87 歳、99 歳以上になるかたに敬老祝金品を贈呈しています。

認知症高齢者事前登録制度

長寿課 ☎ 23-6837 FAX 23-6520

【対象】 行方不明になる恐れのある認知症高齢者のかた

【内容】 事前に登録していただくことにより、地域で見守りをしていきます。

岡崎おかえりメール

長寿課 ☎ 23-6837 FAX 23-6520

【内容】 1 人で外出して行方不明になった認知症高齢者のかたをできるだけ早く発見するために、登録いただいたかたに行方不明情報を配信します。

シルバー人材センター

☎ 23-8971 FAX 23-8596

高齢者の雇用促進、生きがいづくりを目的に各種事業を行っています。働きたいかた、仕事を頼みたいかたは電話でお問い合わせください。

【場所】西庁舎地下1階

在宅福祉サービス

長寿課 ☎ 23-6147 FAX 23-6520

家族介護用品購入助成券（おむつ券）

【対象】自宅で介護を受けている40歳以上の常時おむつが必要な要介護3・4・5のかたで、市民税非課税のかた

【助成額】月3,000円分（指定店で紙おむつを購入できる券を交付）

在宅ねたきり高齢者等見舞金

【対象】自宅で介護を受けている65歳以上の要介護4または5のかたで、市民税非課税のかた

【支援額】月5,000円（支給は4月と10月）

布団丸洗い乾燥または寝具の貸与（どちらか一方）

【対象】在宅ねたきり高齢者等見舞金受給資格を有するかた

【内容】年5回布団を無料で丸洗い・乾燥または布団等一式を貸し出し、月1回無料で交換します。

訪問理容サービス助成券

【対象】在宅ねたきり高齢者等見舞金受給資格を有するかた

【助成額】1回2,000円を年6回まで支給。理容料金は各店舗へ問い合わせ。自己負担分は直接店舗へ支払い。

ふれあいデイサービス

【対象】65歳以上の介護保険対象外のかた（額田地域のみ）

【内容】ふれあいデイサービスセンター（檜山町）：月3回以内

【利用料】1回300円（食事代別）

緊急通報装置の設置（貸与）

【対象】既往症により緊急な救護が必要なときに、自力では救援要請が困難と想定される65歳以上のひとり暮らしのかた

【内容】緊急時に専門事業者（コールセンター）へ連絡が入る通報装置を自宅の

電話に設置します。

見守り配食サービス

【対 象】65歳以上で要介護認定などを受けているかた（同居世帯要件あり）
または75歳以上の高齢者のみで居住する世帯。詳しくは長寿課へお問い合わせください。

【内 容】指定業者が自宅へ昼食か夕食のいずれか（旧額田地域は夕食）を配達し安否を確認します。

【負担金】1食350円

見守り配食（日中独居）サービス

【対 象】65歳以上で要介護1から5の認定を受けており、同居の家族はいるが日中独居となるかた（同居家族要件・収入要件あり）

【内 容】指定業者が自宅へ昼食（額田地域は夕食）を配達し安否を確認します。

【負担金】1食350円

地域包括支援センター（市内20カ所）

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療などの面から総合的に支える総合窓口です。主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士がそれぞれの専門性を生かし、介護予防事業の紹介、ケアプラン作成、福祉サービス・介護に関する相談、成年後見制度の紹介や虐待予防・発見などの支援を行っています。地域ごとに担当の包括支援センターが決められています。家庭訪問も行っています。初回の相談はいずれのセンターでも受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

圏域	名称	所在地	電話・FAX	担当小学校区
本庁	中央地域福祉センター	梅園町寺裏5-1	☎ 25-3199 FAX 25-7713	梅園
	ひな	日名南町20-3	☎ 65-8555 FAX 66-0732	広幡 井田
	岡崎東	洞町向山16-2	☎ 84-5003 FAX 84-5037	根石 男川 生平 秦梨
	真福	真福寺町神田100-1	☎ 66-2667 FAX 66-2677	常盤南 常盤東 常盤
	社会福祉協議会	康生通南3-56	☎ 23-1105 FAX 23-7820	連尺 愛宕
	竜美	竜美西1丁目9-1	☎ 55-0751 FAX 71-7452	三島 竜美丘
	さくらの里	中岡崎町12-9	☎ 22-3030 FAX 22-2700	六名

岡崎	なのはな苑	福岡町四反田 26	☎ 57-8087 FAX 57-8099	岡崎 福岡
	スクエアガーデン	羽根町中田 34	☎ 57-1133 FAX 57-0133	羽根 城南
	ふじ	美合町下長根 2-1	☎ 55-0192 FAX 55-6598	上地 小豆坂
大平	高年者センター岡崎	美合町下長根 2-1	☎ 55-8399 FAX 55-0105	美合 緑丘
岩津	北部地域福祉センター	岩津町西坂 54-1	☎ 45-1699 FAX 45-8791	恵田 奥殿 細川 岩津
	さくら	堂前町 2 丁目 2-18	☎ 73-3377 FAX 73-3339	大樹寺 大門
矢作	やはぎ苑	上佐々木町大宮 49	☎ 34-2345 FAX 47-7039	矢作南
	西部地域福祉センター	宇頭町小藪 70-1	☎ 32-0199 FAX 34-3212	矢作東 矢作西
	はしめ	橋目町恵香 18-1	☎ 33-5610 FAX 33-5605	矢作北 北野
六ツ美	南部地域福祉センター	下青野町天神 78	☎ 43-6299 FAX 43-6781	六ツ美北部 六ツ 美西部
	むつみ	合歡木町上郷間 337-1	☎ 57-6288 FAX 43-0201	六ツ美中部 六ツ美南部
東部	東部地域福祉センター	山綱町中柴 1	☎ 48-8099 FAX 48-8096	竜谷 藤川 山中本 宿
額田	額田	樫山町字山ノ神 21-1 (額田センター内)	☎ 82-3129 FAX 82-3139	豊富 夏山 宮崎 形埜 下山

※担当地区が分からないときは長寿課（☎ 23-6774 FAX 23-6520）へお問い合わせください。